

厚生労働省北海道労働局発表
令和4年11月29日

担
当

【照会先】
厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課長 上田 敦郎
統括特別司法監督官 金曾 恵一
<電話> 011-709-2311
(内線 3542)

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和3年の監督指導結果を公表します ～74%で労働基準関係法令違反～

北海道労働局（局長 ともふじ としあき 友藤 智朗）は、道内の労働基準監督署（支署）が、令和3年に外国人技能実習生の実習実施者に対して行った監督指導結果を取りまとめましたので、公表します。（詳細は別添のとおり）

〔監督指導結果等の概要〕

（1）労働基準関係法令違反の状況

監督指導を実施した実習実施者	389事業場
法令違反が認められた実習実施者	288事業場(74.0%)

（2）主な法令違反の状況

- | | |
|---|---------|
| ① 安全基準（安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど） | (29.8%) |
| ② 労働時間（労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど） | (15.9%) |
| ③ 割増賃金の支払
（時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど） | (13.6%) |

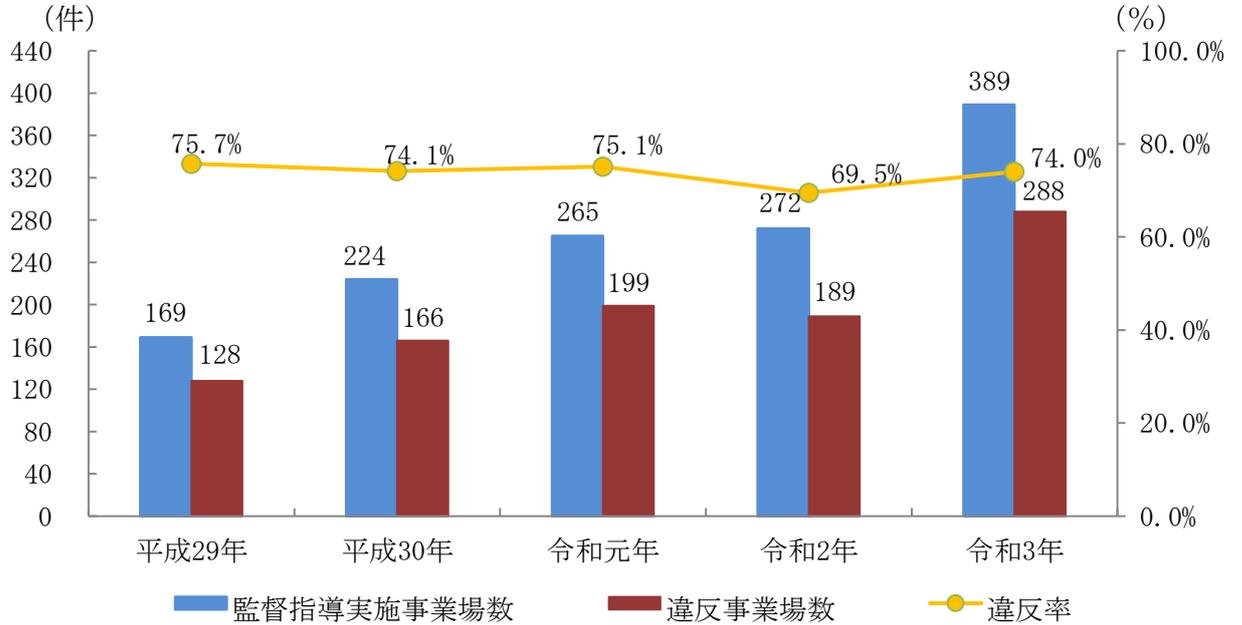
（3）今後の取組

北海道労働局及び道内の労働基準監督署（支署）は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働相談など各種情報から労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対しては監督指導を行う等、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

1 監督指導状況

(1) 令和3年に、道内の労働基準監督署は、実習実施者に対して389件の監督指導を実施し、その74.0%に当たる288件で労働基準関係法令違反が認められました（全国の状況については後記3参照）。

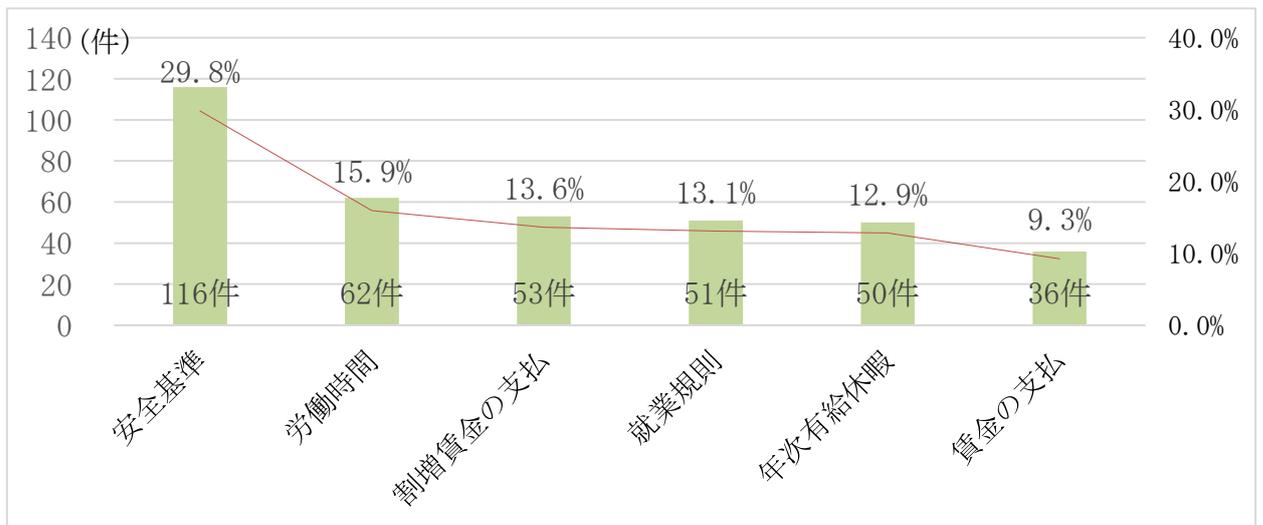
図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

(2) 主な違反内容は、①安全基準 116件（29.8%；安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど）、②労働時間 62件（15.9%；労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど）、③割増賃金の支払い 53件（13.6%；時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど）の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。

事例1 災害を契機に監督指導を実施し、掃除等の場合の機械の運転停止等について指導

【概要】

食品製造を行う事業場において、コンベヤーに指が巻き込まれる労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、コンベヤーの掃除を行う際に機械の運転を停止していなかったことが認められた。

【指導内容】

機械の掃除を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、機械の運転を停止しなかったことについて是正勧告した。

《指導事項》 労働安全衛生法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)違反
労働安全衛生規則第107条第1項(掃除等の場合の運転停止等)

【指導の結果】

○コンベヤーに緊急停止装置を増設し、機械の清掃時は運転を停止させる必要があることをはじめとした安全衛生マニュアルを作成して被災者及び同様の業務を行う労働者に安全教育を実施した。

事例2 情報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

【概要】

食品製造を行う事業場において、技能実習生が長時間労働を行っている旨の情報が寄せられたことから、立入調査を実施したところ、1か月100時間を超える違法な時間外労働が認められた。また、深夜労働に対して法定の率で計算した割増賃金を支払っていなかった。

【指導内容】

- 1 有効な36協定が締結されないまま時間外労働を行わせたことについて是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。
《指導事項》 労働基準法第32条(労働時間)違反
長時間労働の削減
- 2 深夜労働に対して、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことを是正勧告した。
《指導事項》 労働基準法第37条第4項(割増賃金の支払)違反

【指導の結果】

- 36協定を締結するとともに従業員の人員配置計画や就業内容等の見直しを行い、長時間労働の削減を行った。
- 不足していた深夜労働に対する割増賃金を遡って支払った。

2 労働基準監督機関と出入国在留管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報しています
- (2) 令和3年に、北海道内の労働基準監督機関から出入国在留管理機関へ通報*¹した件数は22件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報*²された件数は97件でした。

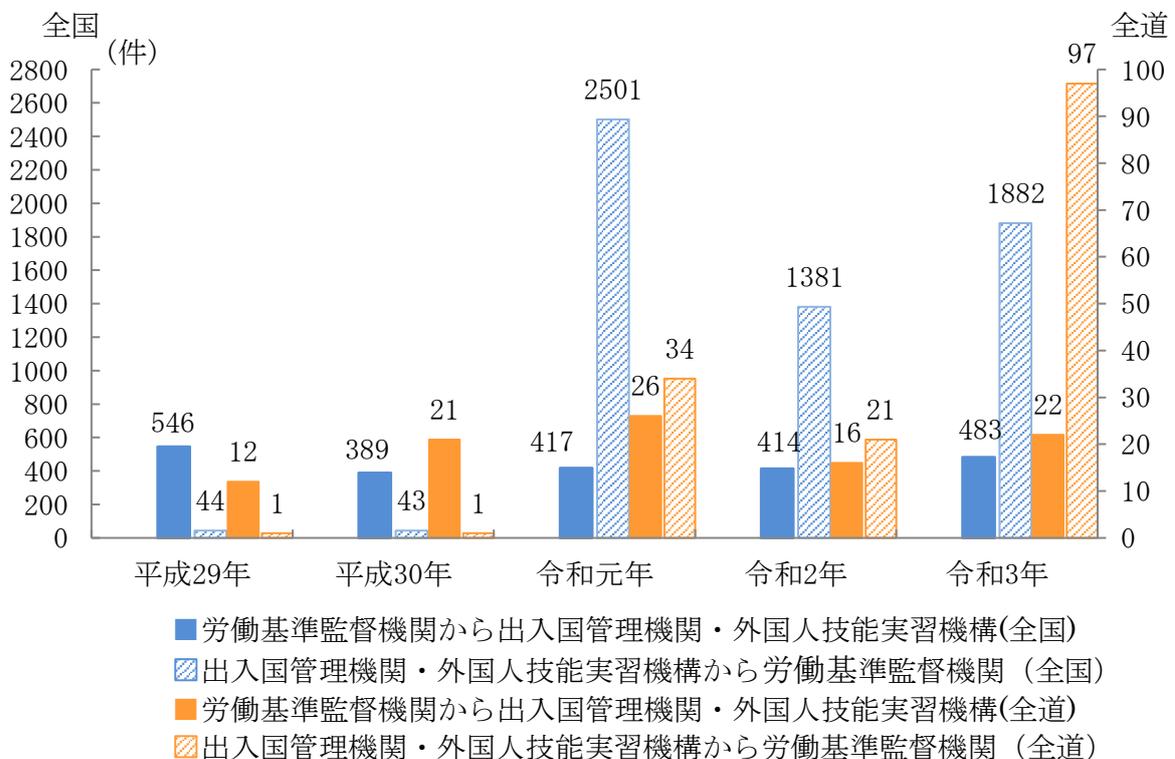
*1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

*2 出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国在留管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図3 労働基準監督機関と出入国管理機関・外国人技能実習機構との相互通報件数

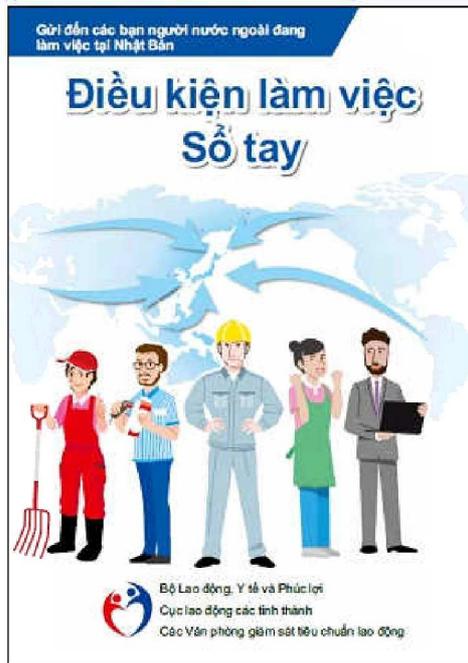


- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導を実施しています。

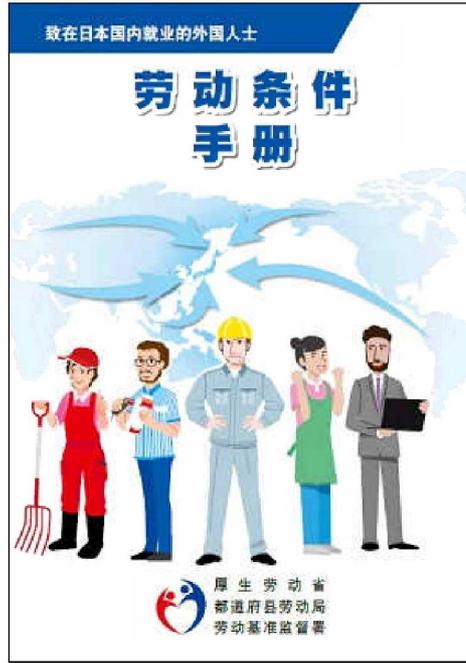
3 技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果
令和3年1月～令和3年12月（2021年1月～12月）

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	9,036 件	389 件
違反事業場数	6,556 件	288 件
(違反率)	(72.6%)	(74.0%)

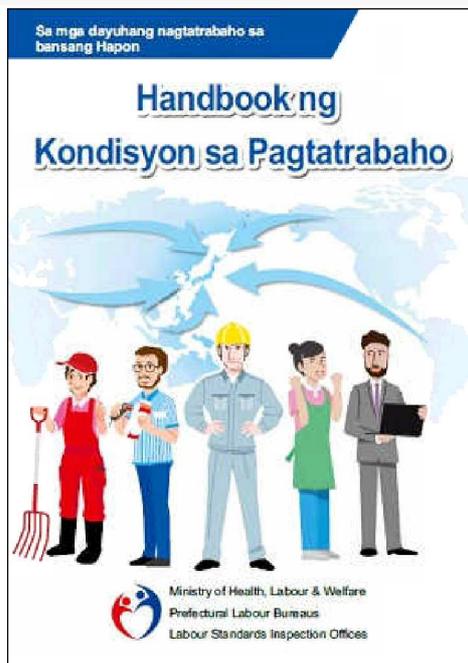
主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	611	(6.8%)	31	(8.0%)
賃金の支払 (労働基準法第24条)	907	(10.0%)	36	(9.3%)
労働時間 (労働基準法第32条・第40条)	1,345	(14.9%)	62	(15.9%)
割増賃金の支払 (労働基準法第37条)	1,443	(16.0%)	53	(13.6%)
年次有給休暇 (労働基準法第39条)	1,140	(12.6%)	50	(12.9%)
就業規則 (労働基準法第89条)	773	(8.6%)	51	(13.1%)
法令等の周知 (労働基準法第106条)	320	(3.5%)	8	(2.1%)
賃金台帳 (労働基準法第108条)	540	(6.0%)	21	(5.4%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	2,204	(24.4%)	116	(29.8%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	646	(7.1%)	13	(3.3%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	523	(5.8%)	17	(4.4%)
時間把握 (労働安全衛生法第66条の8の3)	362	(4.0%)	15	(3.9%)



労働条件ハンドブック(ベトナム語) [全体版](#) [14,460KB]



労働条件ハンドブック(中国語) [全体版](#) [8,592KB]



労働条件ハンドブック(タガログ語) [全体版](#) [20,829KB]



労働条件ハンドブック(インドネシア語) [全体版](#) [16,707KB]

7 相談窓口紹介

外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは180秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	月		0570-001-707
ネパール語	火、水、木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	水		0570-001-712
インドネシア語			0570-001-715
カンボジア語（クメール語）			0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

労働条件相談ほっとラインの御案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからでも御利用いただけます。

「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号	
日本語	月～日 (毎日)	○平日（月～金） 午後5時～午後10時	0120-811-610	
英語			0120-531-401	
中国語			0120-531-402	
ポルトガル語			0120-531-403	
スペイン語			0120-531-404	
タガログ語			0120-531-405	
ベトナム語	0120-531-406			
ミャンマー語	水、日		0120-531-407	
ネパール語			0120-531-408	
韓国語	木、日		○土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-613-801
タイ語				0120-613-802
インドネシア語				0120-613-803
カンボジア語（クメール語）	月、土	0120-613-804		
モンゴル語		0120-613-805		



外国人労働者相談コーナー設置箇所の御案内

外国人労働者相談コーナーは、以下の都道府県労働局又は労働基準監督署に設置し、外国語による労働条件に関する相談を受け付けています。開設日等詳細については、それぞれの連絡先にお問い合わせいただくか、厚生労働省のHP内のポータルサイト<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>で御確認ください。

都道府県	設置場所	対応言語											所在地	連絡先		
		英語	中国語	スペイン語	ポルトガル語	タガログ語	ベトナム語	ミャンマー語	ネパール語	韓国語	タイ語	インドネシア語			カンボジア語	モンゴル語
北海道局	監督課														札幌市北区北8条西2 1 1 札幌第1合同庁舎	011-790-8784
	函館署		○												函館市新川町25 18 函館地方合同庁舎1階	0138-87-7605
	釧路署	○				○									釧路市柏木町2 12	0154-42-9716
	倶知安支署	○													札幌市東区南1条東3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎4階	0136-22-2374
宮城局	監督課		○											仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8838	
茨城局	監督課	○	○	○										水戸市宮町1 8 31 茨城労働総合庁舎	029-224-6214	
栃木局	監督課	○		○	○									宇都宮市明保野町1 4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9115	
	栃木署		○											栃木市沼和田町20 24	0282-24-7766	
群馬局	監督課						○							前橋市大手町 2 3 1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4735	
	太田署				○									太田市飯塚町104 1	0276-45-9920	
埼玉局	監督課	○												さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階	048-816-3596 048-816-3597 048-816-3598	
	監督課		○													
千葉局	監督課	○												千葉市中央区中央 4 11 1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2304	
	船橋署		○											船橋市海神町 2 3 1 3	047-431-0182	
	柏署		○				○							柏市柏 2 5 5 3 1	04-7163-0246	
東京局	外国人特別相談・支援室	○	○						○			○	○	新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階 外国人在留支援センター (FRESC/フレスク) 内	03-5361-8728	
	新宿署	○	○						○		○			新宿区百人町4-4-1新宿労働総合庁舎4階	03-5338-5582	
	品川署		○			○								品川区上大崎3-13-26	03-3440-7556	
神奈川局	監督課	○		○	○	○								横浜市中区北仲通5 57 横浜第2合同庁舎8階	045-211-7351	
	厚木署			○										厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1641	
新潟局	監督課						○							新潟市中央区美咲町1 2 1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	025-288-3503	
富山局	監督課		○											富山市神通本町 1 5 5 富山労働総合庁舎	076-432-2730	
	高岡署			○	○									高岡市中山本町10 21 高岡法務合同庁舎	0766-23-6446	
石川局	監督課		○				○							金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	076-200-9771	
福井局	監督課		○	○	○									福井市春山 1 1 5 4 福井春山合同庁舎9階	0776-22-2652	
山梨局	甲府署		○		○									甲府市下飯田 2 5 51	055-224-5620	
長野局	監督課						○							長野市中御所 1 22 1	026-223-0553	
岐阜局	監督課			○										岐阜県岐阜市金蔵町5-13 岐阜合同庁舎3階	058-245-8102	
	岐阜署		○											岐阜県岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階	058-247-2368	
	多治見署					○								岐阜県多治見市青羽町5-39-1多治見総合労働庁舎3階	0572-22-6381	
静岡局	監督課	○	○	○	○	○								静岡市葵区追手町 9 5 0 静岡地方合同庁舎	054-254-6352	
	浜松署					○								浜松市中央区中央 1 2 4 浜松合同庁舎	053-456-8148	
	三島署	○												三島市文教町 1 3 1 1 2 三島労働総合庁舎	055-986-9100	
	磐田署					○								磐田市見付 3 5 9 9 6 磐田地方合同庁舎	0538-32-2205	
	島田署			○	○									島田市本通 1 4 6 7 7 4 島田労働総合庁舎	0547-37-3148	
愛知局	監督課	○												名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0253	
	名古屋西						○							名古屋市中村区二ツ橋町 3 3 7	052-481-9533	
	豊橋署					○								豊橋市大岡町 1 1 1 豊橋地方合同庁舎6階	0532-54-1192	
三重局	刈谷署					○								刈谷市若松町 1 4 6 1 刈谷合同庁舎3階	0566-21-4885	
	監督課	○												津市島崎町 3 2 7 2 津第2地方合同庁舎4階	059-226-2106	
	四日市署			○	○									四日市市新正 2 5 2 3	059-342-0340	
滋賀局	津署			○	○									津市島崎町 3 2 7 2 津第2地方合同庁舎1階	059-227-1282	
	大津署					○								大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階	077-522-6616	
	彦根署			○	○									彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749-22-0654	
京都局	監督課			○	○									東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394	
	監督課	○					○							京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 4 5 1	075-241-3214	
大阪局	監督課	○	○				○							大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階	06-6949-6490	
	大阪中央署	○					○							大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10大阪中央労働総合庁舎5階	06-7669-8726	
	天満署	○												大阪府北区天満橋1-8-30 OAPタワー7階	06-7713-2003	
	堺署	○												堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎3階	072-340-3829	
兵庫局	監督課		○										神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078-371-5310		
姫路署														姫路市北条 1 8 3	079-224-8181	
鳥取局	監督課	○					○							鳥取市富安 2 8 9 9	0857-29-1703	
島根局	監督課		○											松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-31-1156	
岡山局	監督課		○											岡山市北区下石井 1 4 1 岡山第2合同庁舎	086-201-1651	
	監督課	○	○	○	○									広島市中区上八丁堀 6 30広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9242	
広島局	広島中央署						○							広島市中区上八丁堀 6 30広島合同庁舎第2号館1階	082-221-2460	
	福山署		○											福山市旭町 1 7	084-923-0005	
徳島局	監督課		○											徳島市徳島町城内 6 6 徳島地方合同庁舎	088-652-9163	
愛媛局	監督課		○											松山市若草町 4 3 松山若草合同庁舎5階	089-913-6244 089-913-5653	
	今治署						○							今治市旭町 1 3 1	0898-25-3760	
	監督課	○												福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4862	
福岡局	福岡中央署		○											福岡市中央区東区 2 1 1 福岡中央労働基準監督署4階	092-761-5607	
	北九州西署						○							北九州市八幡西区岸の浦 1 5 10 八幡労働総合庁舎3階	093-822-6550	
長崎局	監督課						○							長崎市万才町 7 1 TBM長崎ビル6階	095-895-5105	
熊本局	監督課		○											熊本市西区春日 2 10 1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-355-3181	
	八代署		○											八代市大手町 2 3 11	0965-32-3151	
鹿児島局	監督課						○							鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-216-6100	
沖縄局	監督課	○												那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階	098-868-1634	

※1 令和4年4月1日現在のものであり、変更される可能性があります。

北海道労働局管内 外国人労働者相談コーナー設置状況

局名	場所	相談曜日	相談時間	所在地	連絡先
北海道 局	監督課	ベトナム語…月	ベトナム語…9:00～16:30	札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-790-8784
	函館署	中国語…火	中国語…9:00～16:30	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	0138-87-7605
	釧路署	英語・タガログ語…金	英語・タガログ語…9:00～16:30	釧路市柏木町 2-12	0154-42-9716
	倶知安支署	英語…火・木	英語…9:00～16:30	虻田郡倶知安町南 1 条東 3 丁目 1 番地 倶知安地方合同庁舎 4 階	0136-22-2374
	浦河署	ヒンディー語…火	ヒンディー語…9:00～16:30	浦河郡浦河町堺町西 1 丁目 3-31	0146-26-7085

※ 令和 4 年 4 月 1 日より、浦河署に、ヒンディー語による外国人労働者相談コーナーが設置されました。